

## 菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、令和6年度訪問介護の基本報酬の改定により、事業所の運営に影響を受けた訪問介護事業所のサービスの提供に必要な車両の維持に要する費用に対し支援金を交付することにより、介護サービスの利用者に対し当該介護サービスを安定的に提供する体制を確保することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 この支援金の支援対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年4月1日時点において、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定する訪問介護サービス(以下「訪問介護」という。)を提供する事業所(以下「事業所」という。)を市内に有し、申請日時点において、市内で継続して訪問介護を提供している事業所であること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有していない事業者であること。

(支援金の額)

第4条 この支援金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に規定する交付基準の補助率にかかわらず、月の初日(以下「基準日」という。)において事業所及び当該事業所が雇用する訪問介護員が保有する訪問介護を提供するための車両(以下「対象車両」という。)の台数に、1台当たり月額3,000円を乗じて得た額とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象車両の台数は、基準日において、事業所が雇用する訪問介護員の常勤換算方法による員数(1人未満の端数については切り上げる。)(以下、「訪問介護員数」という。)を上限とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支援金額算出書(様式第2号)
- (2) 事業所別車両一覧及び訪問介護員数(様式第3号)
- (3) 訪問介護員数が分かる書類(従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の写し等)
- (4) 市税等に滞納がないことを証する書類(未納がない証明書等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、次の基準日の区分に応じた期限とする。

- (1) 基準日が4月1日から7月1日まで 7月15日
- (2) 基準日が8月1日から11月1日まで 11月15日
- (3) 基準日が12月1日から翌年3月1日まで 3月15日

3 前項に規定する期限が、菊池市の休日を定める条例(平成17年条例第3号)第1条第1項各号に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該期限の後の最初の休日でない日を期限とする。

4 第1項第3号に掲げる書類は、同一年度内における最初の申請時に限り提出するものとする。

(交付の決定、確定等)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付の申請を受けたときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金交付決定兼確定通知書(様式第4号)により、不適当と認めるときは菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定及び確定の通知を行ったときは、速やかに申請者に支援金を交付するものとする。

(調査)

第7条 市長は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて支援対象者に対し、調査を行うことができる。

2 支援対象者は、前項に規定する調査に応じなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、支援金の交付決定及び確定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当

すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により、支援金の交付決定及び確定を取り消すときは、菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金交付決定及び確定取消通知書兼返還請求書(様式第6号)により、事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、交付決定及び確定を取り消したときは、期限を定めて、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(証拠書類の保管)

第9条 支援金の交付を受けた事業者は、当該支援金に係る証拠書類(車検証の写し)を、支援金の確定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

菊池市長 様

菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金交付申請書兼請求書

菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請及び請求します。

記

1 申請者

法人名			
所在地			
代表者名			
申請担当者		日中の連絡先	
メールアドレス			

2 申請額及び請求額

	申請者記入欄 (申請額)	※菊池市記入欄 (決定額)
支援金額	円	円

3 振込先

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協	支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ			
名義人			

4 添付書類

- 支援金額算出書(様式第2号)
- 事業所別対象車両一覧兼訪問介護員常勤換算数(様式第3号)
- 訪問介護員数が分かる書類(従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の写し等)
- 市税等に滞納がないことを証する書類(未納がない証明書等)

(裏面)

【誓約事項】(以下の事項を確認し、チェックを入れてください)

- 本申請書類に記載されている内容に偽りはなく、その根拠書類を保管し、調査の求めがあった場合は応じる。
- 申請内容に虚偽が認められた場合、支援金の取消し又は返還に応じる。
- 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団等と密接な関係を有していない事業所である。

書類の提出方法	紙・電子メール
---------	---------

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

※書類発行責任者と担当者は同一人物でも可能です。

※書面の真正性(請求内容が正しいかどうか)を担保するため電話等で確認を行う場合があります。

支援金額算出書

※同一法人で複数の事業所を運営している場合、事業所ごとに作成してください。

訪問介護事業所名	
----------	--

申請月	対象車両台数※1	月初日に所属する訪問介護員の常勤換算数	申請車両台数※2	支援金額 (C)×3,000
	(A)	(B)	(C)	(D)
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				

※1 対象車両台数分の自動車の車検証の写しは、交付要綱第9条の規定に基づき、支援金の確定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

※2 「申請車両台数(C)」は「対象車両台数(A)」とするが、その数が「月初日に所属する訪問介護員数(B)」を超える場合は、「月初日に所属する訪問介護員の常勤換算数 (B)」を上限とします。

様式第3号（第5条関係）

事業所別車両一覧及び訪問介護員数

法人名	
事業所名	

（ 年 月分）

■対象車両一覧

	自動車登録番号又は車両番号		自動車登録番号又は車両番号
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	
訪問介護事業で使用する対象車両の数 ※1		(A)	台

※1 支援金額算出書（様式第2号）の(A)欄に入力記入してください。

■訪問介護員の常勤換算方法による人数※2

常勤換算方法対象外の  
常勤の従業者の人数

常勤換算方法による人数

合計

(E)	+	(F)	=	(H)	人
-----	---	-----	---	-----	---

(H) を小数点以下切り上げ

(I)	人	(I)を支援金額算出書（様式第2号）の(B)欄に入力記入してください。
-----	---	-------------------------------------

※2 訪問介護員常勤換算数は、「訪問介護員数が分かる書類(従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の写し等)」から転記してください。

様式第4号（第6条関係）

菊池市指令第 号  
年 月 日

様

菊池市長

菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金について、下記のとおり交付することに決定、確定したので、菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定兼確定額 \_\_\_\_\_ 円

内訳

申請月	決定兼確定額
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

菊池市長

菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金について、下記のとおり交付しないことに決定したので、菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

不交付理由

様

菊池市長

菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金交付決定及び確定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け菊池市指令第 号で交付決定兼確定のあった菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金について取り消したので、菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金交付要綱第8条の規定により通知し、同条第3項の規定によりその返還を命じます。

記

- 1 交付決定兼確定額 円
- 2 取消及び返還額 円
- 3 返 還 期 限 年 月 日
- 4 取消及び返還理由